

戸田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 1 0 月 5 日

戸田市長 菅 原文 仁

戸田市規則第 5 7 号

戸田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

戸田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則（平成 1 2 年規則第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の次に次の 1 条を加える。

（督促及び催告等）

第 6 条の 2 市長は、前条の規定により徴収する手数料を納期限までに納付しない者に対しては、納期限経過後 2 0 日以内に督促状を発行し、納付すべき期限を指定して督促するものとする。

2 前項の規定により督促を受けた者が、指定した期限までに手数料を納付しなかったときは、催告書を発行し、納付すべき期限を指定して催告するものとする。この場合において、催告を受けた者が指定した期限までに手数料を納付しなかったときは、その徴収の確保のために必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。